

# 入会金及び会費に関する規程

2026年3月25日制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、定款第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づき、一般社団法人資産運用業協会（以下「本協会」という。）に納入する入会金及び会費の額並びにこれらの納入方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 投資助言・代理業 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第28条第3項に規定する投資助言・代理業をいう。
- (2) 投資運用業 金商法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。
- (3) 投資法人資産運用業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為を業として行うことをいう。
- (4) 投資一任業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為を業として行うことをいう。
- (5) 投資信託委託業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行うことをいう。
- (6) ファンド運用業 投資運用業のうち金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行うことをいう。
- (7) 投資助言・代理業者 以下に掲げる者をいう。
  - ア 金商法第29条の規定に基づき、投資助言・代理業の登録を受けた者
  - イ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資助言・代理業を行う信託銀行
  - ウ 金商法第33条の2の規定に基づき投資助言・代理業を行う登録金融機関
- (8) 投資運用業者 以下に掲げる者をいう。
  - ア 金商法第29条の規定に基づき、投資運用業の登録を受けた者
  - イ 金商法第33条の2及び第33条の8第1項の規定に基づき投資運用業を行う信託銀行
- (9) 投資法人資産運用業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第12号イに掲げる行為を業として行う者をいう。
- (10) 投資一任業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第12号ロに掲げる行為を業として行う者をいう。
- (11) 投資信託委託業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第14号に掲げる行為を業として行う者をいう。
- (12) ファンド運用業者 投資運用業者のうち、金商法第2条第8項第15号に掲げる行為を業として行う者をいう。

- (13) 委託者非指図型運用業者 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 47 条に規定する委託者非指図型投資信託の受託者となる信託会社等（信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 3 条又は第 53 条の規定に基づき免許を受けた信託会社又は信託業務を営む金融機関をいう。）をいう。
- (14) 正会員 定款第 7 条第 1 項第 1 号に規定する正会員をいう。
- (15) 投資運用会員 定款第 7 条第 2 項に規定する投資運用会員をいう。
- (16) 投資助言・代理会員 定款第 7 条第 2 項に規定する投資助言・代理会員をいう。
- (17) 賛助会員 定款第 7 条第 1 項第 2 号に規定する賛助会員をいう。
- (18) 投資信託等正会員 投資運用会員のうち、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者又は委託者非指図型運用業者をいう。
- (19) 投資一任等正会員 投資運用会員のうち、投資一任業者、ファンド運用業者又は定款第 7 条第 1 項第 1 号オに掲げる者をいう。

（2 以上の業登録を行っている場合の本規程の適用）

第 3 条 この規程において、入会金及び会費の各規定を適用するに際し、投資運用業及び投資助言・代理業を行っている者については、投資運用業に関する規定を適用する。

## 第 2 章 入会金

（入会金の額）

第 4 条 正会員の入会金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- （1）投資運用業者 100 万円
- （2）投資助言・代理業者 20 万円

2 投資助言・代理会員が、投資運用業の登録を受けた場合は、前項第 1 号と第 2 号の差額を入会金として納入しなければならない。

（合併等に伴う入会金の取扱い）

第 5 条 会員でない会社が正会員と合併し、又は会員でない会社が正会員から投資運用業又は投資助言・代理業の事業を譲り受けた場合等において、次の各号の一に該当するときの入会金の取り扱いは、当該各号に掲げるところによるものとする。

- （1）会員でない投資運用業者が投資運用会員と合併し、新設法人又は存続法人である当該会員でない投資運用業者が投資運用会員として入会しようとする場合 前条第 1 項第 1 号に掲げる額の納入を免除
- （2）会員でない投資助言・代理業者が投資運用会員（合併後は投資運用業を廃止する投資運用会員に限る。）又は投資助言・代理会員と合併し、新設法人又は存続法人である当該会員でない投資助言・代理業者が投資助言・代理会員として入会しようとする場合 前条第 1 項第 2 号に掲げる額の納入を免除
- （3）会員でない投資運用業者が投資運用会員から投資運用業の全部を譲り受け、当該会員でない投資運用業者が投資運用会員として入会しようとする場合（ただし、投資運用業の全部の譲渡を行った

会員と新たに会員となる投資運用業者が、人的かつ資本的継続性を有している場合に限る。) 前条第1項第1号に掲げる額の納入を免除

- (4) 会員でない投資助言・代理業者が投資運用会員(投資助言・代理業の譲渡後は投資運用業を廃止する投資運用会員に限る。)又は投資助言・代理会員から投資助言・代理業の全部を譲り受け、当該会員でない投資助言・代理業者が投資助言・代理会員として入会しようとする場合(ただし、投資助言・代理業の全部の譲渡を行った会員と新たに会員となる投資助言・代理業者が、人的かつ資本的継続性を有している場合に限る。) 前条第1項第2号に掲げる額の納入を免除
- (5) 会員でない投資運用業者が投資助言・代理会員と合併し、新設法人又は存続法人である当該会員でない投資運用業者が投資運用会員として入会しようとする場合 前条第1項第1号と第2号の差額を入会金として納入
- (6) 会員でない投資運用業者が投資助言・代理会員から投資助言・代理業の全部を譲り受け、当該会員でない投資運用業者が投資運用会員として入会しようとする場合(ただし、投資助言・代理業の全部の譲渡を行った会員と新たに会員となる投資運用業者が、人的かつ資本的継続性を有している場合に限る。) 前条第1項第1号と第2号の差額を入会金として納入
- (7) 前各号に類似する場合であって、会員でない会社が、新たに当協会の正会員として入会しようとする場合 理事会で承認を得て入会金の納入の全部又は一部を免除

#### (入会金の納入)

第6条 入会金の納入義務の発生日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に規定する日とする。

- (1) 第4条第1項に規定する入会金 理事会において入会の承認を受けた日
- (2) 第4条第2項に規定する入会金 投資運用業の登録を受けた日
- (3) 前条第5号及び第6号に規定する入会金 理事会において入会の承認を受けた日
- (4) 前条第7号に規定する入会金(入会金の一部を免除する場合に限る。) 理事会において承認を受けた日

2 入会金の納入期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に規定する日から起算して1か月以内とする。

- (1) 第4条第1項に規定する入会金 定款の施行に関する規則第8条第1項に規定する入会承認の通知(以下この項において「入会承認通知書」という。)が入会申請者に到達した日
- (2) 第4条第2項に規定する入会金 投資運用業の登録を受けた日
- (3) 前条第5号及び第6号に規定する入会金 入会承認通知書が入会申請者に到達した日
- (4) 前条第7号に規定する入会金(入会金の一部を免除する場合に限る。) 入会承認通知書が入会申請者に到達した日

3 入会金は、本協会が指定する金融機関の口座への振込みにより納入するものとし、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

### 第3章 会費

#### 第1節 投資運用会員の会費

(投資運用会員の会費の額)

第7条 定款第12条第1項に定める投資運用会員の会費は、均等会費及び変動会費の合計額とする。

2 前項に定める投資運用会員の会費は、投資運用会員会費総額（本協会の毎事業年度予算における支出総額（事業費、分担金及び管理費並びに固定資産の取得等当協会の活動に際し生じる支出をいう。）から資産の運用益、事業収入並びに投資助言・代理会員及び賛助会員の会費収入等の見込み得る収入を控除し、さらに基本財産（理事会の決議を経たものに限る。）及び前年度の剰余金を控除することができる。以下同じ。）を基礎として計算する。

（均等会費）

第8条 前条第1項の均等会費は、投資運用会員会費総額に理事会の決議により定める5%から10%までの範囲内の率を乗じた額を直前事業年度末の投資運用会員数で除した額とする。

2 第14条第1項第2号アの規定に基づき投資運用会員の均等会費を減額した場合又は同条第4項第2号アの規定に基づき投資運用業を行うことの変更登録を受けた投資運用会員の均等会費を減額した場合には、前項の規定にかかわらず、減額した額を同項に定める方法により計算された投資運用会員（均等会費を減額した投資運用会員を除く。以下この項及び次条において「再計算対象投資運用会員」という。）の均等会費の合計額に加算し、加算後の合計額を再計算対象投資運用会員の会社数で除した額を、当該再計算対象投資運用会員の均等会費とする。

（変動会費）

第9条 第7条第1項の変動会費は、投資運用会員会費総額から再計算対象投資運用会員の均等会費の合計額並びに第14条第1項第2号ア及び同条第4項第2号アの規定に基づく均等会費の合計額を控除した額（次項において「変動会費総額」という。）とする。

2 変動会費総額は、投資信託等正会員が負担する額（以下「投資信託等変動会費総額」という。）及び投資一任等正会員が負担する額（以下「投資一任等変動会費総額」という。）に按分するものとし、投資信託等変動会費総額又は投資一任等変動会費総額の変動会費総額に占める割合は、投資信託等変動会費総額が60%から70%まで、投資一任等変動会費総額が30%から40%までの範囲内で、理事会の決議によりこれを定める。

（投資信託等変動会費）

第10条 投資信託等変動会費は、投資信託等正会員について、それぞれ次の式により計算した額とする。

投資信託等変動会費総額×理事会の決議により定める数値（0.01から0.1の範囲内）／直前事業年度末の投資信託等正会員数＋投資信託等変動会費総額×（1－理事会の決議により定める当該数値）×純資産総額等（投資信託等正会員の投資信託（金商法第2条第1項第10号に定める外国投資信託及び私募により取得勧誘が行われたものを含む。以下この条において同じ。）の純資産総額及び投資法人の資産運用額の合計額をいう。以下この条、第13条及び第14条において同じ。）／純資産総額等の総額

2 前項の純資産総額等を計算するに当たっては、当協会の直前事業年度の毎月末の純資産総額等の平均額を用いるものとする。この場合、直前事業年度に入会した投資信託等正会員の純資産総額等の平均額は、入会日の属する月から直前事業年度末の月までの月末の純資産総額等の平均額とする。

3 前項の純資産総額等の平均額は、次の各号に掲げる区分に該当するものは、当該各号に定める分数を乗じて計算するものとする。

(1) 株価指数連動型上場投資信託その他これに類する上場投資信託又はMR F等の日々決算型の公社債投資信託 8分の1

(2) 日々決算型の公社債投資信託以外の公社債投資信託（私募の公社債投資信託を含む。）及び公社債等運用投資信託 4分の1

(3) 私募の株式投資信託 2分の1

(投資一任等変動会費)

第11条 投資一任等変動会費は、投資一任等正会員（直前事業年度の営業収益の合計額が4億円以下の当該投資一任等正会員を除く。以下この条において同じ。）について、それぞれ次の式により計算した額とする。

運用財産合計額（投資一任等正会員が運用する財産の合計額をいう。以下同じ。）×（投資一任等変動会費総額／運用財産合計額の総額）×（営業収益の合計額／運用財産合計額）／（営業収益の合計額の総額／運用財産合計額の総額）

2 前項の営業収益の合計額は、金融商品取引業等に関する内閣府令第172条第1項、第182条第1項及び第187条の規定に基づき作成される事業報告書（以下「事業報告書」という。）のうち、投資一任契約に係る業務の状況の「運用受託報酬」、法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る業務の状況の「運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬」、投資助言業務の状況の「投資助言報酬」及び代理・媒介業務の状況の「代理・媒介手数料」の合計額とし、当協会の直前事業年度の間を終了した直近の決算期における決算数値によるものとする。なお、当該決算期の営業実績が12か月に満たない場合は、次の計算式により計算（年換算）した数値を営業収益の合計額とする。

営業収益の合計額×12か月÷営業月数（1か月未満切捨て）

3 第1項の運用財産合計額を計算するに当たっては、当協会の直前事業年度の四半期末（毎年6月末、9月末、12月末及び翌年3月末をいう。以下同じ。）の契約資産の平均額を用いるものとする。この場合、直前事業年度に入会した投資一任等正会員の契約資産の平均額は、入会日以降に到来する四半期末の契約資産の平均額とする。

(投資信託等変動会費及び投資一任等変動会費の限度額等)

第12条 第10条の規定に基づき計算された投資信託等変動会費が投資信託等変動会費総額の10%を超えることとなる投資信託等正会員の投資信託等変動会費は、投資信託等変動会費総額の10%の額とする。

2 前項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用を受けた投資信託等正会員以外の投資信託等正会員の投資信託等変動会費は、投資信託等変動会費総額から前項の規定により計算した額を控除した額を基準として、第10条に規定する計算方法により再計算するものとする。

3 第11条の規定に基づき計算された投資一任等変動会費が投資一任等変動会費総額の1.25%を超えることとなる投資一任等正会員の投資一任等変動会費は、投資一任等変動会費総額の1.25%の額とする。

4 投資一任等正会員の直前事業年度の営業収益の合計額が7億円以下の当該投資一任等正会員の投資一任等変動会費は、第11条の規定に基づき計算された投資一任等変動会費の2分の1の額とする。

- 5 第3項及び前項の規定の適用がある場合において、第3項及び前項の規定の適用を受けた投資一任等正会員以外の投資一任等正会員の投資一任等変動会費は、投資一任等変動会費総額から第3項及び前項の規定により計算した額を控除した額を基準として、第11条に規定する計算方法により再計算するものとする。

(合併等が行われた場合の変動会費の計算の特例)

第13条 投資信託等正会員が合併した場合又は事業の全部譲渡を行った場合における第10条の投資信託等変動会費の計算において、純資産総額等の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 投資信託等正会員が他の投資信託等正会員又は正会員でない会社と吸収合併した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 合併日(4月1日から6月30日までに限る。)の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資信託等存続会社(吸収合併の後存続する投資信託等正会員又は吸収合併の後当協会の投資信託等正会員となる会社をいう。以下この号において同じ。)の純資産総額等 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資信託等存続会社の純資産総額等
- ② 合併消滅会社(合併により消滅する会社をいう。以下この条において同じ。)の純資産総額等(合併消滅会社が複数ある場合には、そのすべての会社の純資産総額等の合計をいう。イにおいて同じ。)

イ 合併日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資信託等存続会社の純資産総額等 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資信託等存続会社の純資産総額等
- ② 当協会の事業年度開始日から合併日前日までの合併消滅会社の純資産総額等

- (2) 投資信託等正会員が他の投資信託等正会員又は正会員でない会社と新設合併した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 合併日(4月1日から6月30日までに限る。)の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資信託等新設会社(新設合併により新設され当協会の投資信託等正会員となる会社をいう。以下この号において同じ。)の純資産総額等 すべての合併消滅会社の純資産総額等を合算した額

イ 合併日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資信託等新設会社の純資産総額等 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資信託等新設会社の純資産総額等
- ② 当協会の事業年度開始日から合併日前日までのすべての合併消滅会社の純資産総額等

- (3) 投資信託等正会員が他の投資信託等正会員又は正会員でない会社に事業の全部譲渡を行った場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 事業の全部譲渡が行われた日(4月1日から6月30日までに限る。)の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資信託等譲受会社(事業の全部を譲り受けた投資信託等正会員又は事業の全部を譲り受けた後当協会の投資信託等正会員となる会社をいう。以下この号において同じ。)の純資産総額等 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資信託等譲受会社の純資産総額等
- ② 事業の全部譲渡を行った会社の純資産総額等（事業の全部譲渡を行った会社が複数ある場合には、そのすべての会社の純資産総額等の合計をいう。イにおいて同じ。）

イ 事業の全部譲渡が行われた日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資信託等譲受会社の純資産総額等 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資信託等譲受会社の純資産総額等
- ② 当協会の事業年度開始日から事業の全部譲渡が行われた日の前日までの事業の全部譲渡を行った会社の純資産総額等

2 投資一任等正会員が合併した場合又は事業の全部譲渡を行った場合における第 11 条の投資一任等変動会費の計算において、営業収益の合計額の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 投資一任等正会員が他の投資一任等正会員又は正会員でない会社と吸収合併した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 合併日（4月1日から9月30日までに限る。）の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資一任等存続会社の営業収益の合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 当該事業年度の前事業年度中に終了した投資一任等存続会社（吸収合併の後存続する投資一任等正会員又は吸収合併の後当協会の投資一任等正会員となる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）の事業年度における営業収益の合計額
- ② 当該事業年度の前事業年度中に終了した合併消滅会社の事業年度における営業収益の合計額（合併消滅会社が複数ある場合には、そのすべての会社の営業収益の合計額の合計をいう。イにおいて同じ。）

イ 合併日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資一任等存続会社の営業収益の合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 当該事業年度の前事業年度中に終了した投資一任等存続会社の事業年度における営業収益の合計額
- ② 合併消滅会社の合併日直前の事業年度の開始の日から合併日前日までの営業収益の合計額

(2) 投資一任等正会員が他の投資一任等正会員又は正会員でない会社と新設合併した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 合併日（4月1日から9月30日までに限る。）の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資一任等新設会社（新設合併により新設され当協会の投資一任等正会員となる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）の営業収益の合計額 当該事業年度の前事業年度中に終了したすべての合併消滅会社の事業年度における営業収益の合計額

イ 合併日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資一任等新設会社の営業収益の合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 当該事業年度の前事業年度中に終了した投資一任等新設会社の事業年度における営業収益の合計額
- ② すべての合併消滅会社の合併日直前の事業年度の開始の日から合併日前日までの営業収益の合計額

(3) 投資一任等正会員が他の投資一任等正会員又は正会員でない会社に事業の全部譲渡を行った場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 事業の全部譲渡が行われた日（4月1日から9月30日までに限る。）の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資一任等譲受会社（事業の全部を譲り受けた投資一任等正会員又は事業の全部を譲り受けた後当協会の投資一任等正会員となる会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）の営業収益の合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 当該事業年度の前事業年度中に終了した投資一任等譲受会社の事業年度における営業収益の合計額
- ② 当該事業年度の前事業年度中に終了した事業の全部譲渡を行った会社の事業年度における営業収益の合計額（事業の全部譲渡を行った会社が複数ある場合には、そのすべての会社の営業収益の合計額の合計をいう。イにおいて同じ。）

イ 事業の全部譲渡が行われた日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資一任等譲受会社の営業収益の合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 当該事業年度の前事業年度中に終了した投資一任等譲受会社の事業年度における営業収益の合計額
- ② 事業の全部譲渡を行った会社の事業の全部譲渡が行われた日直前の事業年度の開始の日から当該事業の全部譲渡が行われた日の前日までの営業収益の合計額

3 投資一任等正会員が合併した場合又は事業の全部譲渡を行った場合における第11条の投資一任等変動会費の計算において、運用財産合計額の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 投資一任等正会員が他の投資一任等正会員又は正会員でない会社と吸収合併した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 合併日（4月1日から9月30日までに限る。）の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資一任等存続会社の運用財産合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資一任等存続会社の運用財産合計額
- ② 合併消滅会社の運用財産合計額（合併消滅会社が複数ある場合には、そのすべての会社の運用財産合計額の合計をいう。イにおいて同じ。）

イ 合併日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資一任等存続会社の運用財産合計額 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資一任等存続会社の運用財産合計
- ② 当協会の事業年度開始日から合併日前日までの合併消滅会社の運用財産合計

(2) 投資一任等正会員が他の投資一任等正会員又は正会員でない会社と新設合併した場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 合併日（4月1日から9月30日までに限る。）の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資一任等新設会社の純資産総額等 すべての合併消滅会社の運用財産合計を合算した額

イ 合併日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資一任等新設会社の運用財産合計 次に掲げる額を合算した額

- ① 投資一任等新設会社の運用財産合計
- ② 当協会の事業年度開始日から合併日前日までのすべての合併消滅会社の運用財産合計

(3) 投資一任等正会員が他の投資一任等正会員又は正会員でない会社に事業の全部譲渡を行った場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 事業の全部譲渡が行われた日（4月1日から9月30日までに限る。）の属する本協会の事業年度に係る直前事業年度の投資一任等譲受会社の運用財産合計 次に掲げる額を合算した額

① 投資一任等譲受会社の運用財産合計

② 事業の全部譲渡を行った会社の運用財産合計（事業の全部譲渡を行った会社が複数ある場合には、そのすべての会社の運用財産合計の合計をいう。イにおいて同じ。）

イ 事業の全部譲渡が行われた日の属する本協会の事業年度の翌事業年度に係る直前事業年度の投資一任等譲受会社の運用財産合計 次に掲げる額を合算した額

① 投資一任等譲受会社の運用財産合計

② 当協会の事業年度開始日から事業の全部譲渡が行われた日の前日までの事業の全部譲渡を行った会社の運用財産合計

4 第1項から前項までに類似する場合の変動会費の計算は、理事会の承認を得て行うものとする。

（新規入会又は事業年度途中で会員区分等に変更があった場合の会費の取扱い）

第14条 事業年度途中で入会した正会員（第5条の適用を受ける正会員を除く。以下「新規入会正会員」という。）の会費は、第8条から第11条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度については当該各号に定める額とする。

(1) 入会日の属する当協会の事業年度 次に掲げる均等会費及び変動会費の合計額を当該入会日から当該事業年度末までの日数を基礎として、日割りにより計算した額

ア 均等会費 第8条第2項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

イ 投資信託等変動会費 新規入会正会員のうち投資信託等正会員について、以下の式により計算した額とする。

当該事業年度の投資信託等変動会費（第10条及び第12条第2項の規定に基づき計算した投資信託等変動会費をいう。イにおいて同じ。）の合計額×当該事業年度の数値（第10条第1項の規定に基づく理事会の決議により定めた当該事業年度の数値をいう。以下イ、第2項及び第4項第1号イにおいて同じ。）／直前事業年度末の投資信託等正会員数＋当該事業年度の投資信託等変動会費の合計額×（1－当該事業年度の数値）×入会日の属する月の月末の純資産総額等（第10条第3項の規定に準じて計算した額）／当該事業年度の投資信託等変動会費の計算の基礎となった純資産総額等の合計額

ウ 投資一任等変動会費 新規入会正会員のうち投資一任等正会員（入会日から当該入会日の属する月の月末まで（ウにおいて「計算期間」という。）の営業収益の合計額が、4億円を12で除して得た額以下となる投資一任等正会員を除く。）について、以下の式により計算した額とする。

運用財産合計額（入会日の属する月の月末の運用財産合計額。ウにおいて同じ。）×（当該事業年度の投資一任等変動会費（第11条及び第12条第5項の規定に基づき計算した投資一任等変動会費をいう。ウにおいて同じ。）の合計額／当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった運用財産合計額の総額）×（計算期間における営業収益の合計額／運用財産合計額）／（当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった営業収益の合計額の総額／当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった運用財産合計額の総額）

(2) 入会日の属する当協会の事業年度の翌事業年度 次に掲げる均等会費及び変動会費の合計額

ア 均等会費 第8条第1項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

イ 投資信託等変動会費 第10条の規定に基づき計算した額

ウ 投資一任等変動会費 第11条の規定に基づき計算した額

2 事業年度途中で投資一任等正会員が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を追加し投資信託等正会員となる場合の当該事業年度の投資信託等変動会費は、以下の式により計算した額を当該投資信託委託業又は投資法人資産運用業を追加した日から当該事業年度末までの日数を基礎として、日割りにより計算した額とする。

当該事業年度の投資信託等変動会費（第10条及び第12条第2項の規定に基づき計算した投資信託等変動会費をいう。以下この項において同じ。）の合計額×当該事業年度の数值／直前事業年度末の投資信託等正会員数+当該事業年度の投資信託等変動会費の合計額×（1-当該事業年度の数值）×投資信託委託業又は投資法人資産運用業を追加した日の属する月の月末の純資産総額等（第10条第3項の規定に準じて計算した額）／当該事業年度の投資信託等変動会費の計算の基礎となった純資産総額等の合計額

3 事業年度途中で投資信託等正会員が投資一任業又はファンド運用業を追加し投資一任等正会員（投資一任業又はファンド運用業を追加した日から当該追加した日の属する月の月末まで（以下この条において「計算期間」という。）の営業収益の合計額が、4億円を12で除して得た額以下となる投資一任等正会員を除く。）となる場合の当該事業年度の投資一任等変動会費は、以下の式により計算した額を当該投資一任業又はファンド運用業を追加した日から当該事業年度末までの日数を基礎として、日割りにより計算した額から、当該事業年度の第15条第2項に規定する会費の額を当該投資一任業又はファンド運用業を追加した日から当該事業年度末までの日数を基礎として、日割りにより計算した額を控除した額とする。

運用財産合計額（投資一任業又はファンド運用業を追加した日の属する月の月末の運用財産合計額。以下この項において同じ。）×（当該事業年度の投資一任等変動会費（第11条及び第12条第5項の規定に基づき計算した投資一任等変動会費をいう。以下この項において同じ。）の合計額／当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった運用財産合計額の総額）×（計算期間における営業収益の合計額／運用財産合計額）／（当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった営業収益の合計額の総額／当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった運用財産合計額の総額）

4 事業年度途中で投資助言・代理会員が投資運用業を行うことの変更登録を受け投資運用会員となる場合の会費は、第8条から第11条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業年度については当該各号に定める額とする。

(1) 投資運用業を行うことの変更登録を受けた日（以下この項において「変更登録日」という。）の属する当協会の事業年度 次に掲げる均等会費及び変動会費の合計額を変更登録日から当該事業年度末までの日数を基礎として、日割りにより計算した額から、当該事業年度の当該投資助言・代理会員の会費の額を変更登録日から当該事業年度末までの日数を基礎として、日割りにより計算した額を控除した額

ア 均等会費 第8条第2項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

イ 投資信託等変動会費 投資信託等正会員について、以下の式により計算した額とする。

当該事業年度の投資信託等変動会費（第10条及び第12条第2項の規定に基づき計算した投資信託等変動会費をいう。イにおいて同じ。）の合計額×当該事業年度の数值／直前事業年度末の投資信託等正会員数+当該事業年度の投資信託等変動会費の合計額×（1-当該事業年度の数值）×変更登録日の属する月の月末の純資産総額等（第10条第3項の規定に準じて計算した額）／当該事業年度の投資信託等変動会費の計算の基礎となった純資産総額等の合計額

ウ 投資一任等変動会費 投資一任等正会員（変更登録日から当該変更登録日の属する月の月末まで（ウにおいて「計算期間」という。）の営業収益の合計額が、4億円を12で除して得た額以下となる投資一任等正会員を除く。）について、以下の式により計算した額とする。

運用財産合計額（変更登録日の属する月の月末の運用財産合計額。ウにおいて同じ。）×（当該事業年度の投資一任等変動会費（第11条及び第12条第5項の規定に基づき計算した投資一任等変動会費をいう。ウにおいて同じ。）の合計額／当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった運用財産合計額の総額）×（計算期間における営業収益の合計額／運用財産合計額）／（当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった営業収益の合計額の総額／当該事業年度の投資一任等変動会費の計算の基礎となった運用財産合計額の総額）

(2) 変更登録日の属する当協会の事業年度の翌事業年度 次に掲げる均等会費及び変動会費の合計額

ア 均等会費 第8条第1項の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費の2分の1の額

イ 投資信託等変動会費 第10条の規定に基づき計算した額

ウ 投資一任等変動会費 第11条の規定に基づき計算した額

5 事業年度途中で投資運用会員が投資運用業の全部又は一部を廃止する場合の会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 投資運用会員が、投資運用業の全部を廃止し投資助言・代理会員となる場合 当該事業年度の初日から投資運用業の全部を廃止する日（以下この号及び第19条第8項において「全部業務廃止日」という。）までの間の日数を基礎として、第7条に規定する投資運用会員の会費を日割りにより計算した額及び全部業務廃止日から当該事業年度の末日までの間の日数を基礎として、第15条に規定する投資助言・代理会員の会費を日割りにより計算した額の合計額

(2) 投資運用会員（投資信託等変動会費及び投資一任等変動会費の計算対象となる業務を行っている投資運用会員であって、前号に該当する投資運用会員を除く。）が、投資信託等変動会費の計算対象となる業務の全部又は投資一任等変動会費の計算対象となる業務の全部を廃止する場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

ア 投資信託等変動会費の計算対象となる業務の全部を廃止する場合 次に掲げる額の合計額

① 第8条の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費

② 投資信託等変動会費 当該事業年度の初日から投資信託等変動会費の計算対象となる業務の全部を廃止する日までの間の日数を基礎として、当該投資信託等変動会費を日割りにより計算した額

③ 投資一任等変動会費 第11条の規定に基づき計算した額

イ 投資一任等変動会費の計算対象となる業務の全部を廃止する場合 次に掲げる額の合計額

① 第8条の規定に基づき算出された当該事業年度の均等会費

- ② 投資信託等変動会費 第10条の規定に基づき計算した額
- ③ 投資一任等変動会費 当該事業年度の初日から投資一任等変動会費の計算対象となる業務の全部を廃止する日までの間の日数を基礎として、当該投資一任等変動会費を日割りにより計算した額

## 第2節 投資助言・代理会員等の会費

(投資助言・代理会員等の会費の額)

第15条 定款第12条第1項で定める投資助言・代理会員の会費の年額は、10万円とする。

- 2 投資助言・代理業者に該当する投資運用会員（第11条に規定する投資一任等変動会費の適用がある投資運用会員を除く。）の会費の年額は、投資運用会員の会費のほか、前項に規定する額とする。

(会費の減額措置)

第16条 会費を納入すべき本協会の事業年度の前事業年度の間に終了した直近の決算期における投資助言報酬又は代理・媒介手数料（投資助言業と代理・媒介業を併営する投資助言・代理会員の場合は、投資助言報酬と代理・媒介手数料の合計額）が1,000万円未満であった投資助言・代理会員及び前条第2項の適用がある投資運用会員は、会費の年額を5万円に減額することを申請することができる。

- 2 前項の会費の減額措置を申請しようとする正会員は、直近の決算期の事業報告書の写しを添付し申請するものとする。
- 3 本協会が、第1項の申請を承認した場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

## 第3節 賛助会員の会費

(賛助会員の会費の額)

第17条 定款第12条第1項で定める賛助会員の会費の年額は、年50万円とする。

- 2 新たに入会した賛助会員の入会日の属する事業年度の会費の額は、50万円を当該入会日から当該事業年度末までの日数に応じて、日割りにより計算した額とする。

## 第4節 会費の納入

(会費の納入義務の発生日)

第18条 会費の納入義務の発生日は、毎事業年度の4月1日とする。

(投資運用会員への会費の請求及び納入期限)

第19条 投資運用会員の毎事業年度の会費は、原則として、4月、7月、10月及び翌年1月に請求するものとする。

- 2 前項の請求を行う場合、各回の請求額は、原則として以下の各号に規定する額とする。

(1) 4月 以下の額の合計額

ア 直前事業年度の1月（第四回目）の会費請求額（第4項の規定に基づき投資一任等変動会費を分割して請求する場合の当該投資一任等変動会費の請求額を除き、直前事業年度の新規入会正会員であって、1月（第四回目）の請求対象になっていない投資信託等正会員の場合は当該直前事業年度に係る会費請求額とする。）と同額

- イ 第15条第2項の額
  - (2) 7月 以下の額の合計額から前号アの請求額を控除した額の3分の1
    - ア 当該事業年度の均等会費（投資信託等正会員に限る。）
    - イ 投資信託等変動会費（年間負担額）
  - (3) 10月 以下の額の合計額
    - ア 前号に基づき計算した額
    - イ 当該事業年度の均等会費（前号アに該当する当該事業年度の均等会費を除く。）
    - ウ 投資一任等変動会費（年間負担額）
  - (4) 1月 第2号に基づき計算した額
- 3 投資信託等正会員から、当該事業年度の均等会費及び投資信託等変動会費（年間負担額）の合計額について、あらかじめ一括納入の申し出があった場合には、本協会は、当該合計額から4月（第一回目）の請求額を控除した額を7月に一括して請求するものとする。
- 4 投資一任等正会員から、第2項第3号イ及びウの合計額について、あらかじめ分割納入の申し出があった場合には、本協会は、当該合計額を10月（第三回目）及び1月（第四回目）に分割して請求するものとする。
- 5 新規入会の投資運用会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月以降の第1項に定める月に請求回数に応じて分割又は一括して請求するものとする。なお、当該事業年度の会費について、あらかじめ当該投資運用会員から一括納入の申し出があった場合には、本協会は、当該投資運用会員に対し原則として入会後最初に会費を請求する月に一括して請求するものとする。
- 6 第14条第2項又は第3項の規定により投資一任等正会員又は投資信託等正会員の変動会費を計算した場合の当該事業年度の会費は、原則として同条第2項又は第3項の計算対象となった業を追加した日の属する月以降の第1項に定める月に請求回数に応じて分割又は一括して請求するものとする。なお、当該事業年度の会費について、あらかじめ当該投資運用会員から一括納入の申し出があった場合には、本協会は、当該投資運用会員に対し原則として当該追加した日以降最初に会費を請求する月に一括して請求するものとする。
- 7 第14条第4項第1号の規定により投資助言・代理会員の投資運用業を行うことの変更登録を受けた日以降の投資運用会員の会費を計算した場合の当該事業年度の会費は、原則として変更登録を受けた日の属する月以降の第1項に定める月に請求回数に応じて分割又は一括して請求するものとする。なお、当該事業年度の会費について、あらかじめ当該投資運用会員から一括納入の申し出があった場合には、本協会は、当該投資運用会員に対し原則として変更登録を受けた日以降最初に会費を請求する月に一括して請求するものとする。
- 8 第14条第5項の規定により投資運用会員の会費を計算した場合の当該事業年度の会費は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
- (1) 第14条第5項第1号に該当する場合であって、全部業務廃止日以降、当協会の事業年度の会費の全部又は一部を請求する場合 原則として全部業務廃止日の属する月以降最初に会費を請求する月に請求するものとする。なお、既納の会費がある場合には、当該既納額を控除した額を請求するものとする。
  - (2) 第14条第5項第2号に該当する場合 次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 既に納入されている当該事業年度の投資運用会員の会費の額が、第14条第5項第2号の規定により計算した会費の額を超えている場合 当該超えた額を返還する。

イ 既に納入されている当該事業年度の投資運用会員の会費の額が、第14条第5項第2号の規定により計算した会費の額を下回っている場合 同項の規定により計算した会費の額から既に納入されている当該事業年度の投資運用会員の会費の額を控除した額を、業務の全部を廃止した日以降の第1項に定める月に請求回数に応じて分割又は一括して請求するものとする。なお、当該事業年度の会費について、あらかじめ当該投資運用会員から一括納入の申し出があった場合には、本協会は、当該投資運用会員に対し原則として当該業務を全部廃止した日以降最初に会費を請求する月に一括して請求するものとする。

9 投資運用会員は、第2項から前項までの請求額を請求があった月の翌月15日（同日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他一般の休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入するものとする。

（投資助言・代理会員の会費の納入期限）

第20条 投資助言・代理会員の毎事業年度の会費は、4月末日（同日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他一般の休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入するものとする。

2 新規入会の投資助言・代理会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月に一括して請求するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、投資助言・代理会員（第17条の減額措置を受けた投資助言・代理会員を除く。）は、会費を2回に分割して毎事業年度の翌3月末までに納入することができる。

（賛助会員の会費の納入期限）

第21条 賛助会員の毎事業年度の会費は、原則として4月に一括して請求するものとする。

2 新規入会の賛助会員の当該事業年度の会費は、原則として入会日の属する月に一括して請求するものとする。

3 賛助会員は第1項及び前項の請求額を請求があった月の翌月15日（同日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他一般の休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納入するものとする。

（合併消滅会社等の会費の取扱い）

第22条 正会員において合併等の事由が生じた場合の当該事業年度の会費については、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）正会員が他の正会員と合併し、又は他の正会員から事業の全部を譲り受けた場合 合併消滅正会員（合併により消滅する会社である正会員をいう。以下この条において同じ。）又は事業の全部譲渡を行った正会員の当該事業年度の会費（未納となっている額に限る。）は、合併後存続する正会員又は事業の全部を譲り受けた正会員が負担するものとする。

(2) 正会員と合併し、又は正会員から事業の全部を譲り受けたことに伴い、新たに本協会に正会員として入会する場合 合併消滅正会員又は事業の全部譲渡を行った正会員の当該事業年度の会費(未納となっている額に限る。)は、新たに入会する正会員が負担するものとする。

(会員資格を喪失する会員の会費の取扱い)

第23条 事業年度途中で会員資格の喪失があった場合の取扱いについては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 今後当該事業年度の会費の全部又は一部を請求する場合 当該事業年度の期首から会員資格の喪失日までの日数を基礎として、日割りにより計算した額(既納の会費がある場合には、当該既納額を控除した額)を一括して請求する。

(2) 既に納入されている当該事業年度の会費が、当該事業年度の期首から会員資格の喪失日までの間の日数を基礎として、日割りにより計算した額を超えている場合 当該超過額を返還する。

(納入の方法)

第24条 会費は、本協会が指定する金融機関の口座への振込みにより納入するものとし、振込みにかかる手数料は、納入者の負担とする。

(端数処理)

第25条 会費は、1円未満の金額は切捨てとする。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、本協会、一般社団法人投資信託協会(以下「甲」という。)及び一般社団法人日本投資顧問業協会(以下「乙」という。)との合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日(2026年4月1日)に施行する。

(既存規程の廃止)

第2条 甲の入会金及び会費に関する規程及び乙の入会金及び会費に関する規程は、廃止する。

(吸収合併消滅協会の会員に関する経過措置)

第3条 甲の正会員又は乙の会員は、2026年4月1日前から本協会に入会していたものとみなし、この規程を適用する。

2 甲の賛助会員(乙の会員である者を除く。)は、2026年4月1日前から本協会に入会していたものとみなし、この規程を適用する。

(新規入会会員に関する規定の経過措置)

第4条 2025年4月1日から2026年3月31日までに甲に入会した甲の正会員は、当該期間に当協会に入会したものとみなし、第14条第1項第2号の規定を適用する。